

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議
第11回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第11回） 議事次第

日 時 平成25年12月 5 日（木） 10:00～11:55

場 所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階共用第 4 特別会議室

議 題

1. 原子力委員会の在り方の見直しについて

○森田座長 皆様、おはようございます。まだ御到着でない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただいまより第11回の「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

冒頭に、それでは、山本大臣から御挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山本大臣 昨日、家に戻ったのが午前4時だったものですから、深夜国会で少し眠そうな顔で大変失礼申し上げます。

本日もお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。一言、御挨拶をさせていただきたいと思います。

これまでの会議で、他の機関で担うべきもの、あるいは担えるものについてはそちらに担わせて、原子力委員会として真に担うべき業務にしっかりと絞っていくべきだという考えのもと、所掌についての方向性をまとめていただいたと考えております。

その方向性を踏まえて、原子力委員会又は後継組織の、組織の在り方についても御議論をいただいてまいりました。議論については、城山座長代理と増田委員によって取りまとめていただきましたので、本日は、それをもとに御議論いただき、原子力委員会の抜本的な見直しに向けての取りまとめを進めていただきたいと思います。

本当に短い間隔で精力的に御議論をいただきまして、大変ありがたく思っております。本日も引き続き御協力をお願いいたします。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、事務局から資料の確認をさせていただきます。

どうぞ。

○石井参事官 それでは、議事次第に沿って資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1「組織に関する議論のとりまとめ」という資料でございます。

参考資料1でございますが、原子力委員会設置法でございます。

以上でございます。

○森田座長 よろしいでしょうか。

本日は、まだ佐藤委員、山地委員は御到着ではありませんけれども、出席と伺っております。他方、小幡委員、寺島委員は御欠席との連絡をいただいております。

本日の会議も今まで同様、公開で行います。

また、本日も原子力委員会の近藤委員長、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁に御出席いただいております。経済産業省はまだのようでございます。各府省の方は基本的には質問にお答えいただくために御出席いただいているということでございますので、よろしくお願いいたします。

さて、前回までの組織に関する議論は、城山先生と増田先生に取りまとめをお願いしておりました。その結果につきましては、事前に委員のほうにお送りさせていただいており

ますので、御覧いただけたものと思います。これから要点を城山委員から御説明いただきますけれども、あらかじめ申し上げておきますと、できるならば、もう年末でかなり皆様もお忙しいと思いますので、本日のところで論点について合意をいただけますならば、文章の作成は城山委員、増田委員と私のほうで御一任いただいて、メールで後で御確認いただいて、次回は最終的な確認と大臣に対して御報告をするという機会にさせていただければと思っております。きょうの審議次第でございますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、城山委員、お願いいたします。

○城山委員　それでは、資料1に基づいて、方向性について御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1ポツですけれども、これは業務を絞り込むということで、どういうところに絞り込むのか。それに伴って、組織的にどういうことが必要になるのかということの概略であります。

大きく分けて1つは、平和利用と核不拡散だということであったかと思えます。これは前回、佐藤委員のお話であったように、多国間の話も含めて考えるということなので、そこを加えています。その上で、組織的にどうかということですが、基本的には、この分野では、継続的な情報収集を行って、自ら自発的に対応するということが必要だろうと。つまり、受け身で諮問をする、諮問を受けて検討するというだけでは不十分なので、ここは常勤委員というのがこういう業務に関しては必要ではないかということと、同時に、各省庁等との協力も当然不可欠になってくるということでもあります。

2番目の放射性廃棄物の処理・処分に関する事項については、ここは技術評価あるいは抜けがないように、漏れがないように省庁横断的に処分の在り方を検討するといったようなことが想定されますけれども、ここは主として各省庁からの諮問に答えるということが中心になるだろう。ただし、自発的な活動を排除するものではないということでもあります。

ただ、こういう性格を考えると、むしろ委員自体が委員会として決定するということだけではなくて、廃棄物関連の専門家等による専門部会等を活用するというようなことがこの分野について必要になるだろうというのが(2)の組織的インプリケーションであります。

3つ目の重要事項、福島事故対応等でありますけれども、これは何が重要かということピックアップする仕組みは必要ですので、ある程度日常的に把握して問題を抽出するという仕組みが必要。あるいは他省庁の取組等を調査する仕組みが必要になってくるだろうということでもあります。ここもある種自ら自ら課題を見つけるということが必要なので、常勤委員というのがそういう意味においては必要になるのではないかと整理しております。

以上が絞り込むべき重要事項と、その大きな組織的なインプリケーションに関する整理であります。

その上で、2ポツが個別の組織についてどういう方向で考えていくかということで、幾つかの点について、論点に即して【方向性】として提示をさせていただいている部分ということになります。

まず、1つ目は、他の各機関との関係の部分ですけれども、特にこれは今までの議論でいうと、規制委員会との関係ということがいろんな形で議論がされてきたと思います。基本的には規制委員会が個別の規制については一義的に担うということであるわけですが、しかしながら、規制委員会の活動についてもしっかりとした形で意見を言える仕組みだとか、あるいは同じレベルでの情報を持つ、そういった仕掛けというのは重要だという、こういうような指摘がなされてきたと考えています。

それに伴って、どういう【方向性】で考えるかということですが、2ページ目の下ですが、1つは、自主的に大きく議論されてきたのは、特に平和利用の確保に関する規制。具体的には保障措置等ですが、これは原子力規制委員会を実施するのだけでも、ただし、平和利用の在り方の政策、メタなレベルの政策については、場合によっては規制の在り方も含めて議論するということが、この新しい原子力委員会に求められるだろうということでもあります。

次の文章ですけれども、なお、平和利用等に関する規制について議論を行う場合には、その独立性、客観性を侵すことがないように配慮する必要があるということですが、ここは「等」を入れているというのは、基本的には平和利用に関する規制というのが1つの重要なターゲットではありますが、これは上の吉岡委員の指摘のところにも対応するわけです。安全の部分についても、当然、原子力委員会としても言える。ただし、この場合、事前に連絡とか必要になりますけれども、その安全の部分というのも入ってくるので「等」ということで2つ目の文章は書いているということになります。

調整のためのメカニズム、情報共有のためのメカニズムということで、定期的な連絡会あるいは出向を受入れるということについても書いている予定であります。

3ページ目は、関係府省との関係における情報共有を行う連絡の場だとか、自主的には事務局で指定職レベルの方がコミットしていただくということが極めて重要だということが運用上の話からも考えられますので、この指定職の活用ということも触れているということでもあります。

(2)ですけれども、これは担当大臣との関係ということでもあります。ここも基本的には決定あるいは見解等を出した場合には、担当されている大臣にそれを内閣の中できちっと伝えていただくということが極めて重要だろうということでもあります。たくさん書き込むことではないかもしれませんが、ここは何度か議論されてきた点でありますので、きちっと書き込んでおきたいということでもあります。他方、一定のアドバイスには独立した立場というのが必要になってくるということも触れてあります。

「(3) 原子力委員会の今後の在り方」であります。

【主な意見】という形で整理させていただいていますけれども、基本的な流れとしては、

この委員については、かなり専門性ということを重視すべきだということが大きな議論としてあったかと思います。他方、その民主的性格、民主的運営ということもありますので、一定の多様性というのは必要になってくるだろう。ただし、委員だけで多様性を確保するのではなくて、そこは専門委員あるいは参与等を活用するということもあり得る。特に立地地域との関係でも参与の活用があり得るのではないかとといったようなことが大きなポイントだったかと思います。

規制委員会との関係で、ある意味では対等レベルできちっと物が言える。民主的コントロールということで、やはり国会同意人事とすべきではないかというような意見があったと理解しています。それに基づく法制が4ページになります。

基本的には抜本見直しで業務対象は重点化するわけでありませけれども、原子力委員会というものを存続させるということは適当であろうというのが1つ目の大きな判断であります。ただし、これは利用の推進ということではなくて、推進あるいは規制も含めて全体を管理、運営するというのが原子力委員会の立場だということを明示的に位置づけるということになります。

今も仮に委員会という形で言わせていただきましたが、これは委員会にするのか、場合によっては独任的なアドバイザーにするか、ここは選択肢があるわけですが、やはり民主的運営ということでいえば、多様な人が参画できる委員会組織というのが適当だろうということで、いわゆる8条委員会の組織ということで書いております。

先ほど申し上げたように、政府内における立場、これは規制委員会とのバランスということですが、それから民主的コントロール、民主的運営という観点で国会が関与することは必要なので、やはり国会同意人事ということにしたいかがということになります。

委員の構成ですけれども、特に委員長については、国際的な発信力を期待され、かつ国内のいろんな行政機関とのつなぎということも必要になってきますので、そういうことができる方が必要だろうということでもあります。ただし、数について言えば、全体として重点化をしているということでもありますし、それから、考え方としても、平和利用、原子力技術の話がありますが、かなり焦点を絞って考えていいのではないかとというのが皆さんの御意見だったと認識していますので、人数は所掌事務を大幅に縮小することを考えると3人が適当ではないかというのが原案であります。

基本的には、恐らく原子力の技術をわかる人、平和利用を考えれば、外交との関係で考えられる人というのは恐らくマストであって、それに加えて一定の多様性ということでもう1人は必要だという、大体そういう3人というイメージではないかと思っております。

このうち、3人のうちの1～2名というのは、やはり即応性ということが重要であることを考えると、常勤の委員である必要があるのではないかとということでもあります。現在の運用との関係でいうと委員長代理が置かれているわけですが、基本的には委員長代理の役割は、委員長と同レベルのことをやれる人を置いておくということではなくて、委

員長に事故のある場合に、かわりに会議を招集する等の機能ということで、限定して考えると、同種の専門性なりコミットを持つ必要は必ずしもないという、こういう整理をしています。これは常勤が1ないし2ということで、1もあり得るということで書いてあることでも一応整合的な整理をしているということでもあります。

他方、委員だけでは多様性が十分ではない、専門性が十分ではない場合には、参与、専門部会を使うというのが4～5ページにかけての部分であります。

1つの案としては、地方自治体の関係者を参与とするということも考えられるのではないかとということでもあります。

委員会の決定というものを実現していくためには、報告の徴収、勧告ということもきちっと考えていくべきだということになります。

「(4) 事務局の機能について」であります。

ここでの1つの論点は、前回も議論があったかと思いますが、電力事業者あるいは機器メーカーとの関係というものをどうするかということでもあります。逆にそういう人たちを入れないということになってくると、どうやって専門知識を確保するのかということが課題になってくることが論点だったと思います。

その上で【方向性】でありますけれども、1つは、どこに設置するのかということについていえば、運営ということでもありますので内閣府になるわけですが、その役割を支える一定の事務局というのが必要になってくるでしょうということでもあります。そのときに、特にこれは後で書かれていることでもありますけれども、利害関係者との切断というのは、見直しが考えられた契機ということを考えれば、やはり透明性を確保するということでは利害関係者を切り離すということは極めて重要なので、そういうことを考えると、逆に専門的人材というのは行政の中できちっと確保していくことが必要になるということでもあります。

そういうことで、あえて特出しをしていますけれども、経済産業省、文部科学省、これは今までの原子力委員会の事務局に人を出して加えたところでもありますけれども、そこには人員配置の面で強い協力を求める必要があるということを書いているわけでもあります。つまり、利害関係者を外すということは、行政内、それから行政外でアカデミックな人たちを入れていくという、そういうことの工夫が必要になるということになります。

その利害関係者の扱いですけれども、基本的には今までの議論を踏まえて、電気事業者及びここでは原子力機器メーカーも含めて利害関係者からの出向。要するに、来て、また戻るということは原則としては認められないということでもあります。

bになりますけれども、利害関係者が参画をする場合には、委員会とは組織的に分離した状態でやる。業務委託や外部機関としての協力ということでありまして、そういうことを通して参画する場合には、透明性を確保するということはきちとした方針を出してはいかがかということになります。

この6ページのcのところは、原案をつくった後に少し関係の方とも議論をさせていた

だいて、むしろこれはbに吸収してしまったほうがいいのではないかということなので、この場で恐縮ですけれども、修正をさせていただきます。要は、原子力機構もある意味では自らオペレーターだったりする側面もあるので、基本的には利害関係者という中に入れて考えていいのだろうか。ただし、組織的に分離した形で、いろいろな形で参画をすることとはあり得るという、そういう一般論の中に入れて、基本的には原子力機構も理解できるのではないかということでもあります。

他方、利害関係者を排除するということは、当然、専門的人材をどこから確保するかということが重要になってくるので、アカデミー、大学、学会等の人材活用、そのためのキャリアパスや一定の配慮等が必要になってきますし、eという形でこれは特出しをしていますが、原子力機構においては、ここに条文も引いておりますけれども、一定の調査試験等々を行う、研究を行うということが業務として書き込まれているので、組織として支援をするということとはあり得るということをごここに切り出して一応書いているということでもあります。

その他の関係機関との関係についても、具体方策を考えるべきであるということ。

前にも述べておりますけれども、指定職の役割というのが重要だということに触れているということでもあります。こういう形で事務局の透明性を確保するために一定の能力を確保するためには、このような形で対応することが必要ではないかということになります。

以上であります。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、増田委員のほうから補足がありましたら。

○増田委員　今、城山委員のほうからお話があったことで全てであります、私のほうから2点だけ。

所掌事務の大幅な縮小、そして、委員がここでは3人ということで書き切っておりますので、委員会全体の印象として対外的には弱めているように受け取られる方がいるかもしれませんが、そうではなくて、これまでやっていなかったことを全部落とし、そして、今後必要なことを深くやるというスタンスで立っておりますので、この点についてきちんと報告書の考え方を伝えていく必要があるだろうと思います。

2点目、大臣との関係について、具体的にここで述べておりますが、これは最終的には高度な政治的にどう思うように考えるかということにもかかわる部分だろうと思いますけれども、内閣に委員会の決定や見解をきちんと伝えて、その内閣の意思決定に反映させるという大変大きな役割がございます。そういうことが十分果たせるような体制をとることが必要であるということだと思っております。対外的には、その意味で原子力を担当する大臣だということが明示されることがよいという立場に立って、こういうような方向性を明らかにしているということだと思っております。

以上、2点だけつけ加えさせていただきます。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、早速、今お話がございました組織に関する議論の取りまとめで示されました【方向性】について、質疑、意見交換を行っていきたいと思います。

このペーパーの順番に沿って御議論いただきたいと思いますけれども、まず初めの「1. 原子力委員会又は後継組織として取り組むべき事項」と、続いて、大臣の関係ですね。3 ページの前半、上のほうまでですけれども、このあたりを1 つまとめて御議論いただければと思っております。取り組むべき事項、いわゆる所掌事務に関しましては、かなりこれまで時間をかけて議論をいただいたわけでございます。ここでどういう項目を更につけ加えていくべきか、その方向性について御意見等ございましたら、御発言いただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 おはようございます。案をまとめていただいた方々の御尽力に感謝いたします。内容は大筋賛成ですけれども、文章表現で若干気になったこともあるので、それについて若干指摘したいと思うのです。

まず、1 ページの想定される平和利用と核不拡散で【想定される業務】ということですが、秘密保護法とかが今議論されているわけですが、国際的な情報の収集の次にウラン濃縮技術の動向把握とか出ていますが、国内的な情報の収集ということがどのくらい保障されるのか。運用の仕方によっては非常に幅広い機密情報になる可能性があるように思うのですけれども、それにアクセスできないで何か決めるというようなことになると、これは非常に信用性を失うことになるのです。ですから、その辺を国内的な情報の収集あるいは収集だけではなくて、積極的に各府省が情報開示をするとか、そういういきなり決定を原子力委員会に持ってくるとかそういうことではなくて、そういう国内的な情報の流れをよくすることが必要だと思うので、その辺についても何か書いておいたほうがいいのかというのが1 点目です。

2 点目は、下の（2）の放射性廃棄物の処理・処分ですけれども、あっさりと【想定される業務】がまとも過ぎってしまったような印象がありますので、あらゆる核物質が放射性廃棄物になり得ると私は思っておりますけれども、これまで取組のなされていないというのは、限定し過ぎなのではないだろうかという気がして、取り組んだけれども、解決途上とか、そういうものも当然含むわけだと思いますので、もっと広い意味の表現に直したほうがいいのか。

同じようなことは、その次の下の行にも言えまして、省庁横断的な合理的処分の在り方、処分だけではないと思っていて、貯蔵とか、あるいは隔離とか、そういういろんな業務が処分できるとは限らないわけですから、恐らくは多くは処分できないと思いますので、より穏当な害を与えないような形で隔離するというのを、福島ではそれが多分必要になってくると思うのですけれども、そういうようにこれも広いニュアンスの表現に修正したほうがいいのかということです。

それと2 ページの下から6 行目から5 行目は、ちょっと意味がわかりにくいですね。平和

利用等に関する規制について議論を行う場合は、原子力規制委員会の独立性や客観性を侵すことがないように配慮する必要があると書いていますけれども、具体的にどういう場合が想定されるのがいろんな解釈が可能なような気がしますので、もう少し説明を加えたほうがいいと思います。

とりあえず、最初の2ページについては以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

一通り伺ってから、城山委員、増田委員にコメントいただきたいと思います。ほかにかがでしょうか。

では、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 2点ありまして、1つは、今、吉岡委員がおっしゃった点と重なるのですが、2ページ目の【方向性】の「規制委員会の独立性や客観性を侵すことがないように」というのは、誰が判断するかということも残りますので、新しくできる機関の立場からいえば、原子力規制委員会の独立性を尊重しとか、こちらからの視点で書けばよろしいのではないかなと思います。「客観性」というのは要らないのではないかと。当然、規制委員会自身が客観性を持っていると思います。

もう一つは、その2つ下の段落の出向受入れの件ですけれども、これは相互の人事交流があったほうがいいのではないかなと思うのです。だから、規制委員会からの出向の受入れだけではなくて、規制委員会ともし皆さんの御意見次第ですけれども、相互の人事交流というような考え方のほうがよろしいかなと思います。

以上です。

○森田座長 では、山地委員、お願いします。

○山地委員 1点目は、今までのお二人のコメントと領域的にはオーバーラップするのですけれども、平和利用と核不拡散のところで、組織に関する論点等もかかわるのですけれども、1ページ目の【組織の在り方を議論する上で必要となる方向性】のところに、継続的な情報収集とか自発的な対応が必要だということが書いてあるわけですが、こういうことを行う。これは今回、残された議論の中で非常に重要なものだと思っているのですけれども、こういうことを行うための権限の法的裏づけ、それをどうするかという議論を余りしてこなかったと思うのです。

というのは、現状でも、これは私は多分欠席したときだったと、近藤委員長が御説明されたそうですけれども、原子炉等規制法の中である意味でダブルチェックといいますか、その原子力委員会に平和利用が担保されているか確認を求めるところがあるのだそうですね。ただ、実際は、それは設置許可のところですから運用のところとかそういう全部に目を通さなければいけないわけですが、それを今回狙っていると私は理解しているのですが、そういう権限を担保する法的根拠をどうするのか、こういうところが必要かなと思います。

出てくる順番で言いますから。これは私が前回までずっと言い続けてきていることで、

2 番目の放射性廃棄物の点です。私自身は前から言っているように、実施主体というのが行うところとのリンクが大事。ただ、現状、今まで実施主体を決めて整理してきたのだけれども、例えばNUMOの在り方をめぐって議論されているとか、そういうときの実施主体がどうあるべきかという方向性を議論するというのは、従来も原子力委員会は果たしてきたのですけれども、引き続きあるような気がする。ただ、それはそこで議論してしまえば後は実施主体のほうになっていくので、ある意味一過性の問題なので、こういうように特出しをするのではなくて、私はその次の（3）の重要事項に関するところに入れていいのではないかと思います、これはしかし今まで整理してきたところですから、これで認めましょう。

ただ、書かれている内容、【想定される業務】は先ほど吉岡委員がおっしゃったとおりで、取組がなされていないというか、取り組んできたけれども、うまくいっていないというのは当然含まれるのではないのでしょうか。そういうことでございます。

3 番目の重要事項に関する点という点は、2 ページ目の上の【組織の在り方を議論する上で必要となる方向性】で、事務局の調査機能の強化、他省庁の取組等を調査する仕組みが必要だとしているわけですが、これも非常にある意味プロアクティブに行える、そういう意味では1 番目の平和利用、核不拡散と似たようなところがあるのですけれども、これも自主的に独立にそういう重要事項に関して発言できる、調査できるという権限の法的裏づけについての議論が必要なのではないかと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 今、全体としてすごくよくなったと思いますので、まとめられた関係者の方に強く感謝します。特に2 番目のところが、前は核燃料サイクルが前面にできたと思うのですが、それがワン・オブ・ゼムみたいな形になって、それ以外の対応策もあり得ることが明確になったところは大きな進歩だと思います。

その上で、今、山地委員が言われたことなのですが、逆に、私は3 番目の表現が曖昧だと思うのです。全部含んでしまうような感じがいたしまして、なおかつ、3 番目、2 ページ目の組織の在り方のところで、日常的に把握するだとか、即応性が重要だと片方言っているのですが、一方で、委員会として事故対応の緊急性の度合いは必ずしも高くないと書いてある、ここのところの説明がわかりにくいし、もしかすると論理的に矛盾しているような感じもいたします。それなので、むしろ何となく私は3 番目のところをどちらかにはっきりさせたほうがいいと思うのです。もし、緊急性がないならば、もう少し簡単な書き方にするし、やはり即応性が重要だと考えるならば、もう少し強調する。今の書き方は非常に中途半端な印象を受けます。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、古城さん、どうぞ。

○古城委員 2点ありまして、最初の1点目は、各省庁との関係の情報収集ということで、これは今までも各省庁から出てこられていて、事務局が構成されていたという話を伺うと、やはりこれだけではなかなかうまくいかないのではないかと思いますので、山地委員がおっしゃったように、何らかの法的な裏づけというのが必要ではないかと思います。

もう一点は、大臣との関係ということで、先ほど増田委員が内閣の意思決定に反映すべきというところが非常に重要だとおっしゃってしまして、私もそういうように思うのです。

【方向性】の最後のところで、一方で、委員会には政権や大臣から独立した立場を保っていくための配慮が必要となると書いてあるのですが、この配慮はどういうようにすればいいのかということで、そういう配慮ということだけでうまく大臣から独立した形になっていくのかどうかというのは、やはりもう少しある程度の明文的な規定とか何かを入れたほうがいいのではないかという気がいたします。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

一通り御発言いただいたと思いますので、それでは、城山委員のほうからコメントをお願いします。

○城山委員 大体いただいた何らかの形でうまく反映させられればと思います。

まず、最初の吉岡委員の御指摘の1ポツの中の(1)の平和利用、核不拡散のところで、国内情報へのアクセスという話をどこかに書くべきかというのはごもっともだと思います。今の書き方で言うと、【想定される業務】は、国際的な情報を把握し、その後、一気に我が国がとるべき対応や、多国間、二国間協定の在り方についての決定、意見を述べると飛んでいるのですけれども、確かに国際情報だけではなくて国内情報を把握しないと、とるべき対応というのは議論できないので、そこに1パラグラフというか、言葉を足すということが国内情報の収集についても必要であると考えます。それが1点目です。

2点目の山地先生も御指摘いただいた点ですが、これまで取組のなされていないというのが狭い。それから、処分というも狭いという。ここも広げて考えたいと思います。取組がなされていないというのは、取組が不十分であったと考えられるものなのか、表現は考えたほうがいいと思いますが、そういうことがあると思いますし、処分というのも先ほど言われたような貯蔵とか隔離も含めて読めるようにするということは必要かと思うので、そのようにさせていただきたいと思います。

3番目で、これは吉岡委員の最後の点、佐藤委員の最初の御指摘の点ですけれども、確かに独立性、客観性を侵すことになるようなというのは一般的な表現に戻ってしまったところがあるので、要するに、個別の規制のオペレーションというのは規制委員会がやりますと、個別判断には口は出しませんと。しかしながら、規制の在り方が全体のシステムの中でどういような位置づけなのかとか、どういう課題があるかという問題設定はします

ということがニュアンスであります。これは既存の法令上もあるかと思いますが、規制の在り方を議論するときには通知しなければいけないとなっていますので、そういう形で配慮するということはある意味では追認しているにすぎないところなので、これであえて新規のことを言おうとしているわけでは余りないと思いますので、そういう意味で言うと、この表現は若干仰々しいので、淡々と書くということになろうかと思いますが、誰が配慮するのかという佐藤委員の御指摘の点、まさに原子力委員会がそういうことを判断すべきだということであって、誰かにそこをチェックされるという話ではないということだと思います。

佐藤委員の2つ目の御指摘の出向というのは双方向で考えたほうがいいのではないかなというのは、恐らく一般論としては私もそうかなという気もしますが、ただ、ここはあくまでも原子力委員会の在り方の議論なので、そこは規制委員会の人材育成政策がどうあるべきかという話と、ある意味でこれはノーリターンで、経産省との関係のあたりは微妙なところもあろうかと思いますが、そこはインプリケーションとしてはそういう議論もあり得るかと思いますが、ここでは深入りしないほうがいいのかなというので、一応受入れるというほうは委員会としても必要だと。特に絶対的に数が少ないわけですから、そこで一定の技術的能力を維持しようと思うと、そういう交流は委員会サイドとしては必要だということをここでは述べるにとどめておいたほうがいいのかなということでもあります。

山地委員の1点目、古城委員も言われた各省との関係の法的裏づけをどういうように書くのかというところは、場合によっては後で事務局にも補足していただきたいと思うのですが、ここで書いているのは、いろんなある種の情報共有の仕掛けをつくりましょうというのを一応書いています。

もう一つは、むしろ後のほうになるのですが、5ページの(4)の直前のところに、ここに書くのがいいのかということではありますが、報告の聴取や勧告の実施という話を書いていて、ここは恐らく既存のものでも一定の規定はあるのだらうと思いますが、それをどういうように今回の見直しに即してここを変えていくのか。そのときにどういうように実効性のある形にしていくのかという、多分そこを具体的に工夫することになるのかなと思います。いずれにしろ、何らかの工夫が必要だということは御指摘いただいた点のとおりだと思いますので、そこは対応する必要があるかなと思います。

1の(2)のところは一応、同意はいただいているのですが、山地先生も御納得いただいたということなので、あとはこの書き方で先ほどの吉岡先生が言われたような形で少し幅広に読めるということと、山地先生が今、御指摘になられたような実施主体の在り方みたいな検討みたいなことですね。そういうものも場合によっては読めるような形で例示して入れるといいのかなという感じもします。そのあたりは別の方も御意見があればいただければと思います。

橘川委員の2つ目の点、緊急性と即応性というのは、確かにどう同じで違うのかというのはもう少し明確に書かなければいけないというのはそのとおりかと思いますが、ここでの

趣旨は、要するに緊急時の自治管理的な対応というのはここで求められていることではありません。しかしながら、プロアクティブに一体どういう課題があるかということや、瞬時にやる必要はないかもしれないけれども、能動的にやる必要はありますよということを「即応性」という言葉で伝えようとしているので、それが「即応性」という表現がいいのかということがあるので、要は能動的に一応ちゃんと自らチェックする必要がありますよということを明確に言うような形の表現にさせていただくというのではないかと思います。

最後、古城委員の2つ目のところで、独立性ですね。一定の独立性の配慮が必要だというのはどう書き込むか。なかなかここは難しいかなという感じもするのですが、要はある種の8条委員会というのは基本的にアドバイザーでありますので、そういう意味で言うと、最終的な意思決定は内閣あるいは当然大臣がするわけですが、場合によっては耳の痛いことも含めていろんな観点を示しておくことは重要だというのは、ある意味では広い意味では諮問に対して答える、アドバイスをするときの行動規範のようなものなので、それをここで書き込むのか、これはこれに限られた話では実はないというところもあるので、どういう形で書き込むのかがいいのかというのはにわかには答えはないですが、ただ、御指摘いただいたような点をどういう形で担保するかという問題意識が必要だということは少なくとも書き込んでおく必要はあるかなと思います。

とりあえず以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

増田委員、よろしいですか。

今の城山委員の御説明ですけれども、更にそれについて、大体は御発言のとおり修正の可能性を示唆されましたけれども、更に御意見はございますか。

1点、私のほうからつけ加えておきますと、情報収集の権限ですけれども、これは資料についております。現在の原子力委員会設置法の25条で、委員会はその所掌事務を行うため必要があると認めるときは関係行政機関の長に対し報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開示に説明その他必要な協力を求めることができると書いてございますので、それ以上の何か権限ということを期待されているのか、この範囲内であれば現行の制度を生かしていくということでもよろしいのではないかなとも思いますけれども、この辺は山地委員、いかがでしょうか。

○山地委員　これは多分いろんなところでこういうことが書かれているのだと思うのです。その運用がどうされているか、私は実態を余りつまびらかに知らないものですから、これで十分なのかどうか、今の私の立場では判断しかねます。

ただ、平和利用、核不拡散となりますと、結構機微な情報がありますね。例えば日米原子力協定の改定の途中の情報であるとか、そういうものの扱いがどうなのかですね。ここに書かれている機能、つまり、平和利用、核不拡散に対して大きな役割を求めているわけですが、それが果たせるかどうかの見合いで権限の規定を決めなければいけないと思いま

す。そこが私は専門的知見に欠けます。

○森田座長 では、事務局のほう、補足してもらえますか。

○石井参事官 これまでの議論の中で、今、山地委員から御発言がありましたように、平和利用の議論の中で保障措置でありますとか、核物質防護についてどうなのだという議論がございまして、そこについて規制庁のほうでそういったものについての情報を開示するのかということについて、たしか第3回か4回くらいだったと思いますがお話があって、当然、制限が加わる情報については、開示した後の原子力委員会側での情報の取扱いについてきちっとしたルールに沿って運用していただけるのであれば、それは提供するという御発言があったかと記憶していますが、正確なところ、規制庁のほうからもう一度補足いただければと思います。

○森田座長 どうぞ、規制庁、お願いいたします。

○細川企画調査官 今、御指摘のとおりでして、特定秘密に該当するような情報もございまして、そういったものの取扱いについて、しっかりと機密性が担保されるような形でのルールがあればということで、そのルールについては、また今後調整をさせていただきたいと思います。

○森田座長 よろしいでしょうか。

これは、この委員会のほうから求めることができるという規定で、それ以上のことについて強いお話になりますと、別の制度のかかわりの問題かなと思います。よろしいでしょうか。

では、特段、今の御意見を反映して城山先生、増田先生のほうで文章を作成していただきますけれども、更に御意見なければ次のパートに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 山地先生が指摘したと思うのですが、2ページ目の委員会としての事故対応の緊急性とかというくだりがありますけれども、ここの(3)というのは第三者性が強く必要となるような重要案件と私は解釈していて、その場合、事故対応というのは、更にその別件になるような気がするので、最後の3行がそれまでと浮いているような感じがしますので、もう少し浮かないような工夫が必要ではないかという気がしました。

○森田座長 ありがとうございます。

これは城山先生、よろしいですか。

○城山委員 恐らく先ほど橘川先生の対応という形で言わせていただいた点と重なると思うのですが、確かにこの文章はつながりが必ずしも明確でないところがあるかと思いますが、要は事故対応のような緊急性というものが求められるものではないので、今おっしゃられた第三者的な観点で能動的にチェックするということが必要ですよ。そのときに、恐らく即応性という単語は適切ではない可能性があるので、そこは修正をしたいということになろうかと思います。

○森田座長 よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、次のパートに移りたいと思います。

次は、非常に重要なところだと思いますが、2の(3)の委員会の在り方について、3～5ページの上にかけてでございますけれども、この部分についていかがでしょうか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 すみません、11時に中座しなければいけないので、どちらかというとその先になってしまうのかもしれないのですが、人材のところで一言だけ申し上げたいのです。全体として、アカデミーの起用というのに期待値が高いのですけれども、私は過度な期待は危険だと思ってしまして、前も申しましたけれども、アカデミーは有識者ですけれども無識な部分もたくさんありますので、むしろ、それよりは、IAEAの経験者だとか、国連関係の経験者だとかという、少なくともIAEAの経験者を入れたほうが良いような気がします。中国、韓国ではIAEAから戻ってくると、事業者ないし国の中で出世コースに乗るのに、日本の場合には帰ってくるとウィーン帰りということで変な人扱いみたいになるような風潮があって、それが今まで関係を問題にしてきたと思います。前原子力委員の尾本さんなどを見ても、ああいう人材は非常に重要だと思いますので、むしろ私はアカデミアを削れとは言いませんけれども、それを足したほうが良いと思います。

先のことで済みません。

○森田座長 わかりました。では、今の点は一応お答え、議論だけしておきたいと思います。

○城山委員 どういう書き方をするかということかと思うのですが、要は現状の体制で言うと、ここの事務局は経済産業省と文科省からの出向者ですということはどう考えるかということもあるのですが、ここの書き方は、そこで両省により強い協力を求めますということを書いているわけで、でも、その協力ということを求める内容の1つが、例えばそういう出向したIAEAなどに行かれたような人たちを原子力委員会の事務局等である意味では有効活用というか活躍していただくというある種キャリアパスをつくるということなのかなと。キャリアパスの一環としては、IAEAとの関係みたいなところも重要だということは何らかの形で書き込むというのが、多分いただいた趣旨を入れる1つの方法かなと思います。

○橘川委員 全体としては、この原案に賛成ですので、お任せいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、戻りまして、先ほどの原子力委員会の今後の在り方、組織の話ですけれども、こちらの部分について御議論いただきたいと思います。これはかなり内容がいろいろございますので、4ページの【方向性】のほうから少しずつ確認をさせていただいたほうがよろしいかと思うので。

最初の「原子力委員会の業務について」というところですが、私のほうから確認をさせていただきますと、これは「原子力委員会を存続させることが適当である」とここ

は終わっているわけでございますけれども、原子力委員会という名称そのものについて特段御意見はございませんでしょうか。

今回の場合には、組織の抜本的な改革を行うということを目指しているわけですので、過度に連続性、継続性という印象を持たれるのもいかなものかというお考えもあろうかと思っております。ただ、それにかわる適切な名称があるのかどうか、あるいはその辺も含めてですけれども、特段御異論なければ原子力委員会、これはある意味で究極の名称かとも思いますので、そういうことでよろしいかということを確認させていただきます。よろしいですか。

山地委員、どうぞ。

○山地委員 私、何回か前の委員会の際に、今回の残された機能の中の一番大事なところは平和利用なので、原子力平和利用委員会にしたかどうかという発言をしたことがあります。でも、長いのでどうかと思います。

ただ、そのままだと、今、座長がおっしゃったように、変革したという印象が乏しいなというので、適切な名前がもし合意できるのがあれば変えたほうがよろしいのではないかと思います。

○森田座長 適切な名前はいかがでしょうか。

どうぞ。

○山本大臣 原子力委員会という名前が余りにも究極の名前なので、シンプルで全てを網羅しているみたい。今、山地委員がおっしゃった原子力平和委員会だとまずいのですか。やはり原子力平和利用委員会という、何か欠けているものがあるのでしょうか。

○森田座長 いかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 原子力平和利用委員会というと悪くないとは思いますが、英語で言うところだと考えてしまって、アイゼンハワーの演説ですと、atoms for peace committeeとか、commissionかもしれませんが、そういうものは世界にないですね。発信力がありそうという気がして悪くないなと思いました。

○森田座長 近藤先生、何かございますか。

○近藤委員長 いいのではないかと、悪くないと思います。

○森田座長 わかりました。今ここでやると時間もかかりそうですので、また後で確認させていただきたいと思っております。

どうぞ。

○城山委員 例えば今回の重点を整理しても一応3項目あるうちの1つの名前なので、若干狭いかなと。これは多分佐藤委員が繰り返し言われていることですが、平和利用だけではなくて不拡散みたいなことも必要だということで、そこも増した経緯もあるので、平和利用というところある側面を見ているのかなと。

もう一つは、推進と規制との関係で管理運営だということはかなり強く言っているので、

平和利用をし続けるかどうかも含めて場合によっては考えるべき対象なわけですね。だから、そういう意味で言うと、「平和利用」と、利用という方向が強く出過ぎるのも考えなければいけないかなというので、答えはなくて若干私的な発言ですけれども、一応そういうところは懸念事項かなという感じはします。

○森田座長 重要なことですが、これはなかなか議論しても回答が出ないかもしれませんが、この委員会としてどうするかということですし、場合によりましては仮称とつけるわけではございませんけれども、しかるべきところでいかるべき名称をつけていただくという形で整理するということが可能かと思います。とりあえず、今はそうさせていただきます。

先がありますので、次のパラグラフですけれども、いろいろ書いてありますけれども、要するに内閣府に設置をするということについては、よろしいでしょうか。文章その他において若干の修正があろうかと思いますが、基本的な部分はそうだと思いますので、よろしいでしょうか。これは御異存ございませんか。

その次ですけれども、順番が後のような気がしますけれども、いわゆる基本的な事項です。委員会形式をとる。しかも、諮問委員会の形をとるということの確認でございますけれども、それでよろしいでしょうか。

ここは文言としては「望ましく」と書いてあって、委員会とし、政府内におけるという流れではないのですけれども、本来はこちらのほうに先に議論されるべきことなのかもしれません。ある意味で、これまでの御議論の流れを伺っている限りでは、当然といいたししょうか、ほかの選択肢に比べて、こちらのほうがある意味で当然そうであろうという前提で御議論が進んできたような気もいたします。なお、これも括弧で書いてありますが、8条委員会といいますのは、国家行政組織法上の条文でございます、内閣府は国家行政組織法の対象外で、内閣府設置法ですので、ほとんど同じ条文の内閣府設置法の場合には第37条の審議会等に該当するというところでございます。

これも特段御異論がないようでございますが、その同じ文章の中にございますけれども、委員の任命は国会同意人事とするということについても、よろしいでしょうか。これも組織の形態とあれですので、ここでは望ましいという言い方になっております。

どうぞ。

○佐藤委員 何回か前に山本大臣が言われた同意人事の持つ難しさとの関係で、私、1回目は通ったとして、1つの問題は、決まっている委員の交代人事の同意が得られない場合には、ここで書くことか、法文上の問題かは別として、その間、前任者がそのまま引き続いて業務をやるということを担保しておいたほうが、業務の継続性のためによろしいのではないかと。そうでないと、任期が切れました、後任者がいませんという状況が出てきてしまう。そこは山本大臣がおっしゃった最初の難しさと続けていくときの難しさの部分では、そここのところの「配慮」という言葉が入るかどうか考えておく必要があるのではないかと思います。

○森田座長 わかりました。今、これはどういう形になっているのか、内閣府のほうから御説明いただけますか。

○板倉参事官 お手元の資料の原子力委員会設置法の第6条の3項に規定がございまして、現行の法令におきまして、委員長及び委員は任期が満了した場合においても後任者が任命されるまでは第1項の規定にかかわらず引き続き在任するということになってございます。

○森田座長 そこまで細かく書くかどうかですけれども、少なくとも議事録にはきちっと記録しておくということでよろしいでしょうか。

では、ここの部分も特段御意見はないようですので、その次でございしますが、どうぞ。

○佐藤委員 この部分か次のかわからないのですが、これを読むと任期が書いていないと思うのですけれども、これも現行そのものを引き継ぐということでしょうか。

○森田座長 この辺は城山委員、お考えは何か。

○城山委員 そこはまだちゃんと議論していないと思います。むしろ御議論があったのは、その後に書いていますけれども、同時交代を避けるという点ですね。それを見ると、最初の任期は多分ずらす、人によって違うということが必要になって、その後のベースラインで何年ごとに変えていくかということが必要があれば議論していくことが必要かなと思います。

○森田座長 どうぞ。

○佐藤委員 これを今見ましたら、現行法だと任期3年になっていますね。私はもう少し長いほうが良いような気がします。

○森田座長 ありがとうございます。

こういう委員の任期につきましては、いわゆる再任を認めるとなっていましたけれども、再任も無制限に認めるのか、何回まで認めるとか、両方のケースがあって、長くやっていただくほうが良いというケースと、やはり途中でチェックの仕組みを入れるとか、その辺については少し人事制度のテクニカルな問題になるかと思いますが、御指摘はありがとうございます。

それでは、その次の、委員は高い識見と専門性を持つものとするのが望ましいという、その段落でございしますが、ここでポイントになりますのは、高い識見その他について、あるいは国際的な発信力については、それほどこれまでの御議論を伺っている限りでは異存がなかったところだと思いますけれども、委員の数につきましては、3人とすることが適当であるという形で書き切っているわけですが、これについていかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 委員の数は賛成でありますけれども、国際性と高い政策への識見というのは必要だと思いますけれども、委員長について強い指導力を持って調整を行えるものというのは何だろうか。学者は無理かなと、それだけで判断してしまうのです。

ですから、こういう規定を入れると、官僚OBを入れるとか、経営者とか、経営者は無理かもしれない。そういうような形で候補を絞ってしまう結果になるので、これは余り賛成できません。

○森田座長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 人数の点なのですけれども、確かにこれまでの業務をなくしたという点に焦点を当てると3人ということなのかもしれませんが、新しく深みのあることも出てくるし、対外関係もかなり出てくるようなことを考えると、3人は足りないのではないかなという気がします。そうすると、5人ということになるのかと思いますけれども、非常勤も含めて考えるということであれば、私は常勤を1人、2人で、非常勤を足して5人というほうが、これから出てくる業務に対応するにはよろしいのではないかと個人的には思います。

○森田座長 橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 私は3人が賛成です。というのは、先ほど名称のところで連続、非連続の話がありましたけれども、私はむしろ名称を原子力委員会のままで継続して、ここが国民的にわかりやすく変わったというところを人数の変化で出すという意味で、原子力委員会アンド3人というこのバランス、つまり、原案に賛成です。

○森田座長 ほかの方はいかがでしょうか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 非常に私も迷うところですが、私も3人でいいのではないかという気がいたします。3人と5人のどちらがいいかは、やはり選ばれる方に非常によっていることもありますので、きちんと選抜をするということで、3人で機能的に動かすというのがこれからは望ましいのではないかと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 最後は法定することになるわけですから、幅を持たせるということ是可以のできるのでしょうか。

○森田座長 ここでの有識者会議のまとめ方としては、意見が一致しない場合には、幅を持たせて最終的な判断は内閣なり何なりに委ねるということも可能であろうかと思います。ただ、ここではある程度きちとした形で一本化できれば、そのほうが説得力はありますし、全体としてもいいのかなと思います。

○佐藤委員 これから日本の原子力行政の在り方をめぐる国際関係の目が厳しくなってくるので、原子力委員会の対外関係の役割は大きくなるような気がするのです。ですから、例えば委員長がいろんなところへ飛び回っていてとかになる可能性もあると思うので、3人では不安が残るのですが、これは報告書のまとめとしては、皆さんの大多数意見で私は従います。

○森田座長 ありがとうございます。

山地委員、どうぞ。

○山地委員 意見の分布がわかるように、私も3人でよろしいかと思います。

○森田座長 この辺につきましては、その下のパラグラフもそうですが、いわゆる仕事の量の問題と、委員会の性格とか、その辺を考慮しながら、何人が適当かということを考えていく必要があるかなと思いますけれども、城山委員、どうぞ。

○城山委員 これは先ほど申し上げた点ですが、少し整理させていただいた考え方としては、多分仕事量の問題もあるのですけれども、もう一つは専門性という、いろんなセクターの代表というのではなくて、専門性ということが重要ですね。そのときに多分核不拡散等も含めた国際関係の話と、当然、技術の話というのが2つ中核に来ますねと。けれども、さすがに2人ということではなくて、多様性は一定程度確保しましょうというぐらいが1つのめどかなと考えたというのが3人という形で、単に仕事量だけの話ではなくて、若干性格が違うのかなと。

ここは御意見がいろいろあるのかもしれませんが、「強い指導力」というのは書き過ぎのような気もするのですが、要はここで言わんとしているのは、要するに通常の委員会というよりかは、3人になるとかなりアドバイザー的な性格というのは強くなるのかなと。ただし、1人でアドバイスするのではなくて、ある程度チームでアドバイスをするようなもののイメージになるのです。

そういう意味で言うと、確かに委員会の形式は当然とるわけですが、多分3人の委員会というのは行政の中でもそう多くはないと思うので、むしろ1人を中心、あるいは2人を中心になるのか、そこは常勤委員が1人が2人かで違ってくるのですけれども、そういう人たちがある意味ではアドバイザー的には機能する。ただし、複数いるので委員会という形式をとっています。一応、委員会なのか、独任制なのかという意味で言うと、若干中間的な性格があるのではないかと考えているということもあります。そういう意味で言うと、下手に増やすと逆に即応性がなくなるのではないかと考えています。

逆に言うと、佐藤委員がおっしゃられた危惧を考えるとすると、例えば国際関係の絡みでも専門委員会を置くということは当然あり得ると思いますし、飛び回ることとの関係で言うと、これがまさにここで結論を出していないことなのですが、常勤1にするか、2にするかということを考えると、常勤で国内にいる人がもう1人いたほうがいいということは考え方としてはあり得る。その場合でも常勤が今の3から2には減るわけですが、そうなのか、常勤を1人にするのか、ここはぼかしていますけれども、そこは両方考え方があり得るかなという整理を現状ではしているということです。

先ほどの強い指導力というのは、先ほど申し上げたように私自身も若干の違和感があるのですが、先ほど言ったようにアドバイザー的な個人の役割を強調するという意味で書いたという部分と、ここはあくまでも一応関係行政機関との関係での強い指導力であって、政治の世界との関係のところはむしろ担当大臣のほうの話になって、今度は役割分担があるのかなと思っています。そこは皆さんの御意見も踏まえて、少し表現は考えたいと思っています。

○森田座長 増田委員、どうぞ。

○増田委員 今の最後のところは城山委員と調整しているわけではないのですけれども、まさに「調整」という言葉が余計だったかもしれないですね。委員長ですから、強い指導力はあったほうがいいと思います。この「調整」はとったほうがいいと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

私も委員の一人として言いますと、多分強い指導力を持って調整を行われるといいますが、これまでの議論の中で各省との関係で大変御苦勞されているというイメージがあったのかなと思います。それが反映されているかなと思ひまして、場合によりましては「強い調整力」という言い方も逆にいえばあるのかなと思っています。

ただ、最初の吉岡委員の御発言に別に反論するわけではありませんけれども、アカデミックな人は指導力がないという前提は、私は少ないとは思いますが、必ずしもその前提で特定の人を排除しているとかという趣旨はないと思います。

その辺の修文と、あと人数については、一応ここでは3人という形でよろしいでしょうか。あとのほうでございますけれども、参与であるとか専門部会という形で委員会をサポートするという仕組みも入っておりますので、その意味では機動的に指導力と言っはいけないのかもしれませんが、そうした形でのしっかりとした役割を果たし得るような、そうしたコンパクトな形というものを委員会として想定されているということだと思います。よろしいでしょうか。

あと私自身の関心があるのですけれども、委員長代理のところですが、確認をさせていただきたいのですが、代わりに会議を招集する機能を担うことを考えれば、委員長と同様の専門性を持つ必要は必ずしもないということは、いわゆる専門が違っていいという趣旨ですか。少しここを明確に教えていただければと思います。

○城山委員 要するに委員長のかわりをそのまま果たせるような人を2セット置いておく必要はないという趣旨です。

1つは、委員長代理が常勤でなければいけないとはいわない。

これも今までの過去の例は若干の幅はあるようですけれども、広い意味で原子力の技術にかかわる人たちが2人いらっしやったということもあるので、必ずしもそういうことが必要であることはないだろうと。恐らく、先ほども申し上げたように、原子力の技術関係と平和利用、不拡散、国際関係、その2つは多分重要な2つの柱だと思いますが、そのうちの1つを必ずしも2セット持つ必要はないという、そのぐらいのニュアンスのつもりであります。

○森田座長 わかりました。もう一つは、ある意味で当然のことの確認ですけれども、委員長は常勤ということですね。したがって、1名必ず委員長として常勤であるということ。今度、明文では入れておいていただいたほうがいいのかもかもしれません。

2番目のパートについては、ほかに何か御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、3番目のパートですけれども、事務局の機能について話を進めていきたいと思いますが、これは先ほど橘川委員が人材のところで御発言がございましたけれども、ほかにいかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員　ありがとうございます。これは【方向性】で5ページの下から7行目、経産省、文科省には人員の配置の面での強い協力を求める必要があるという。例えば私が去年までやった政府の事故調などでは、事務局の人選というのは非常に配慮して、経産省や文科省を入れたのですけれども、原子力部署にいる人は外すというようなことをやっているわけです。だから、原子力部署というのは私の目からは、この役所そのものが推進省庁だという認識をしているので、強い協力といっても一定の節度が要るのではないかという。例えばクーリングオフというのは1つの案かなと。禁止というのは現実的ではないと思いますけれども、強い協力を求める際に、でもね、というのが多少あってもいいのではないかという気がします。

以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員　質問ですが、経産省、文科省からの人員の配置の面での協力ということの内容は、出向者を対象にして考えておられるのでしょうか。経産省、文科省からの人員等配置の面の強い協力というのは出向者のことを考えておられるのですか。それとも身分を離れて。

○城山委員　要するに現状は内閣府独自の人材はいないわけですね。経産省と文科省から来ていますと、ある意味でそれを前提に書いていることになります。そのときに利害関係者、業界等から来る人を排除するのだとすると、そこはきちっとやってもらわなければいけませんねと。その上で、多分今、吉岡委員が言われた、では文科省や経産省の人は誰を連れてくるかというときに若干の配慮が必要なのかどうかというのは別途の考慮事項として考えなければいけないことかなと思います。

○佐藤委員　もう一点、先ほど、その上で橘川委員が言われたことは賛成なのです。やはり国際機関で経験を積まれた人に来てもらうということは大事なのではないかと思います。

経産省、文科省、原子力の知識そのものについては違うかもしれませんが、外への平和利用の問題とか不拡散というと、外務省でそういうことをやっていた人ということもある程度、役に立つのではないかという気がします。

○森田座長　ありがとうございました。

その辺は特に御異存はございませんでしょうか。

では、ほかにいかがでしょうか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 些末なことかもしれないのですが、事務局のサイズというのは何か想定をされているのか。大分事務局のサイズが小さくなってきているところですね。ですから、それをもう少し大きくすべきだとか、あるいは現行のようなものでいいのかというような、何かそういうことについての提案というのは別にしなくても、もうお任せしておけばよろしいということになるのでしょうか。

○森田座長 これはかなりある意味でデリケートな問題ですけれども、どなたにお答えいただくのがいいのかしら。起草された委員に伺うというのもあります、事務局のほうで、あるいは。

○古城委員 私がこういう質問をするというのは、先ほどから例えば情報収集とか、そういう点について結構能動的な役割を委員会が果たすというのが新しいところだと思うのです。それは事務局がどのように動くかということも結構かかっているような印象を受けましたので、その点について何か一言、この委員会で言うべきなのかどうかという問題提起をしたということです。

○森田座長 ありがとうございます。

私が余計なことを言わないほうがいいのかもしれませんが、これまでの議論ですと、大臣の御発言もございましたけれども、そんなに仕事、新しい機能は持たせるからといって組織の大規模な拡大というのは、まず難しいであろうと。現状の規模の中でどうするかという話になろうかと思えますし、それを前提にして、ある意味でいいますと機能を絞り込んできて重点化をしてやろうという組織の設計になっているかなと思えますけれども、具体的にどれくらいの可能性があるかということについては、では、内閣府のほうからお願いいたします。

○中野審議官 今、確たることは申し上げられませんが、ここに書いてあることを見る限り、何か能力的に強化しなければいけない部分はあると思えますけれども、人員をふやさなければいけないということになっているかどうかというのは検証いたしますが、そういうことではないのかもしれないと思っています。

一方で、ここにあります民間からの出向者の受入れとか、そういう部分をどうカバーしていくとか、そういう機能はあろうかと思えます。ですから、機構・定員上、何か言うていただくかどうかというのは別の話ですけれども、これを見た限り、新しく増員を要求するとか、新しい何かを設置するとかということは必ずしも必要ないのではないかと思います。

○森田座長 では、よろしいでしょうか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 私は、これを契機に膨らんでいくようなイメージがもしあるとするとまずいいのではないかと、むしろ能力的にこういう人材をという方を入れるというのがいいのではないかと。

○森田座長 これまでのところは、ある意味でそういう前提で皆さん議論されていた、共

有されてきたかなと思いますので、確認をしていただいたということです。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今、さっと法律を読んだ感じでは、事務局の機構・定員の話は法律上の問題ではなくて政令以下の話になっているのだと思うのですけれども、この報告書の主たる目的が将来の法改正みたいなことの骨格をつくることを目指すのであれば、事務局の定員の問題は、業務がはっきりしてから考えていただくということによろしいのではないかと思います。

○森田座長 どうぞ。

○城山委員 取りまとめたという立場ではなくて、個人の意見ですけれども、基本的な方向性は恐らく増田委員が最初の補足でもおっしゃいましたけれども、ある意味では形骸化するところをそぎ落として重点化するので、少なくとも仕事が減るわけではありませんよと。そういう意味でいうと、量というよりかは質をきちっと強化しなければいけないというところは皆さん共通のコンセンサスだと思いますし、ところどころに指定職のコミットということを書いたのは数というよりかは、むしろそういう質的なところを強調しているということかと思います。

他方、若干ここは私の理解が技術的に正しいかどうかというのもあるのですが、要するに出向者、利害関係者を外しましょうということを言っているのも、そういう人たちは今まで定員外だと思うのです。いわゆる常勤的非常勤という、大学も最近そういう人を出さなければいけなくて困ったことがあるのですけれども、要するに給料は大部分を親元が払っているのですけれども、非常勤分のところだけ役所から出ているという扱いなのです。だから、定員を切っていないですね。そういう人たちがいなくなったときに、ではそこをどういう形で埋めるかというときに、例えばアカデミックとの関係もそうですけれども、常勤的非常勤で給料をもっと出してくださいなどというのは、出せるかという、実はそこはかなり厳しい可能性があって、場合によってはちゃんと定員をつけて、そこを民間から任期付任用で専門家の主たるべき人をキャリアパスとして連れてくるというような工夫が必要かもしれないので、だとすると、実は若干の定員措置は必要になるのかもしれない。ただし、それは量的に膨らむということではないですし、そういうイメージを持たせることは適切ではないと思いますが、そういうテクニカルな工夫は若干必要になるのかなという気はします。

○森田座長 ありがとうございます。そのとおりだと思いますけれども、ここで大幅な増員とか何とかという議論ではなくて、そういう状況にあるという前提でもってここではそしてデザインをしていただきたいということだと思います。

よろしいでしょうか。文言だけ、一言だけ、私、今、気づいたので申し上げますと、5ページの【方向性】の3行目ですけれども、事務局の方の中に「原子力に関する一定の専門知識とともに行政経験が必要となる」。「行政経験」という言葉があるのですけれども、これこそ先ほど吉岡先生がおっしゃったあれではないのですけれども、やはり経験を入れ

ますとかなり特定のアカデミックな人が非常に入りにくくなる、まさにそういうことがあると思うので、ここはある意味で実務的な能力であるとか、そうしたニュアンスの言葉を書いていただいたほうが幅広く人材を対象にできるかなと思いますので、よろしくお願いします。

一応これで御意見を伺ってまいりましたけれども、当然のことながら、これは各省のこれまでこれに関連する所掌事務とかなり密接な関係といいますか、影響を及ぼすということだと思いますので、各省から来ている方にも、この際ですので、是非御発言をいただきたいと思います。それを反映する形で最終的に固めていきたいと思います。

文部科学省、どうぞ。

○増子原子力課長 最後の事務局の機能のところで、原子力機構関係の話が幾つか出ていますが、原子力機構を所管しているという立場から発言させていただくと、まず、eのところで組織的な支援を受けることの意義が認められる、と書かれていますが、当然、今までも原子力委員会にいろんな形で原子力機構は協力してきましたが、※印で17条第9号の話が出ていますが、関係行政機関あるいは地方公共団体の長がというところです。実際にこれが適用されるのは極めてレアケースで、例えば原子力事故が起きたときの緊急的な対応ですね。放射線の調査とか、事故の解明、そういうときの適用ということで法制局に通っているという経緯がございまして、過去にこれが適用されたのは、経産大臣から理事長に1回だけあります。これは福島の新燃料について調査あるいは新燃料の技術開発について協力依頼というのは1件だけあります。ですから、これを適用するとなると、原子力機構に何か調査をお願いするときに、例えば大臣から理事長とか、そういう話にもなってきてしまいますので、定常的な話の中でやっていただければいいのかなという感じがしております。

あと、先ほど来、職員の話が出てきていますが、本当に原子力機構というのは唯一の原子力の総合的機関なので、その職員が全く人的な面で協力なしで本当に大丈夫かなというのは正直文科省としても懸念しております。ちなみに、原子力機構から規制庁のほうには任期職員ということと、あるいは研修員ということとかなりの人数を実は出しております。ここで非規制者である利害関係者としての側面を持つとなると、では、規制庁との関係はどうなるのかと、そういう面も正直あるのではないかと思いますので、その辺は御配慮いただいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

では、事務局、どうぞ。

○石井参事官 先ほど御指摘がありました※印のところを書きました趣旨は、原子力機構がまさに国、地方公共団体に協力するという性格を持つ法人であることをお示しただけで、別にこれに基づいてということではございません。趣旨としてはそういう趣旨を皆さんにも理解いただければという趣旨でつけ加えましたので、念のため。

○森田座長 今回の文科省の御意見ですけれども、いかがですか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 確認ですけれども、規制庁とかに任期付職員というのは、いわゆる出向ということになるのですか。

○増子原子力課長 そうです。出向というか、任期を限ってまた戻ることも前提にして出しているはずですが。あと、研修員は基本的には戻る前提で出していると承知しています。これは規制庁のほうに聞いていただいたほうがいいかもしれませんが、そういう人的な面の協力は規制庁でもしているというのが現状です。それは全く原子力委員会でそういうように排除してしまっていていいのかどうかというところが気になっているところです。

○城山委員 このあたりは、若干事務局に詰めていただいたほうがいいところもあると思いますが、1つは出向という場合の定義が実ははっきりしていないところがあって、つまり、任期付職員でいくならば、形式でいうと1回やめて任期付職員で行って、終わった後に、結果としてまた戻ってくるということをどこまで予定しているかのようなことをどう整理するかということなので、その整理の仕方がいずれにしても必要なのかなということ、確かに研修というものの扱いというのはちゃんと考えなければいけないことかなとは思っています。

○森田座長 どうぞ。

○石井参事官 むしろこれは規制庁のほうに御説明いただいたほうがいいのですが、たしか携わる業務で区分をして、出身元と関係のある業務を持たないといったことでありますとか、又は出向元での身分といいますか、実際に該当する非規制の対象になる業務との関係で人事的に影響を受けないでありますとか、そういったことの配慮を双方の組織でやれるかどうか、たしか原子力機構ができるときに、当時の原子力安全・保安院と新法人をつくる側で議論がありまして、たしか安全研究センターのような組織があったかと思いますが、そこで理事長直で何かやることにならないように、独立した形にいる職員を出すというような議論を、まだ規制庁になる前の時期にやったことがございます。それは受入れ側も、例えば該当する規制は原子力機構が関係する業務には携わらないセクションにしか出さないという組織的な分離を行うといったこともたしかされていたと記憶してございますが、そのあたりはむしろ内閣府にも組織的な分離が可能な事務局かどうかというようなことについて何か問いかけをして、今回、特段そういったことの措置、説明がなかったものでこのような形で城山先生にまとめていただいたという経緯でございます。

○森田座長 どうぞ。

○城山委員 若干申し上げますと、内閣府に原子力機構から来られている方というのは、たしか現状は1名でしたか。

○板倉参事官 1名、行政実務研修員という形でやっております。

○城山委員 その数を多いと考えるか、不可欠と考えるかどうかという判断が1つと、今、事務局のほうから言っていただいたような可能性もあり得るかなということがあったのが、

実は今回取り消したcというのを入れていたのはそういう趣旨です。つまり、原子力機構の場合には、確かに非規制者としての性格を持つだけでも、別の性格を持っているので、中に入るけれども、政策決定から切り離せばあり得るかなということで実はcというのを当初考えていたというところがあります。

ただ、この数だけで判断していいのかということと、内閣府のほうとのやりとりで必ずしも十分コミュニケーションできていたかどうかという話もありますが、そこをあえて特出しして枠をつくるほどのことはないかなという判断をしたのが先ほど言ったような提案をした趣旨です。そうではなくて、やはりそういうことが必要かどうかというあたりは、場合によってはもう一回示させていただかなければいけない事項になってくるのではないかと思います。

あとは実態としてどういう人を考えられるかということで、むしろこれは議論している中であったのは、例えば核不拡散などの関係でいうと、もし原子力機構の中でも任期付きのような形で、それこそ海外で国際政治などを勉強してきたような人が数年、任期付きのポストでいて、そういう分野のことをやられている方というのは結構多いということも聞くこともあって、だとすると、そういう人はむしろ任期付きで場合によっては原子力機構に行って、その任期が終わったら今度は例えば原子力委員会の事務局で任期付職員になるというキャリアパスができると、先ほどのIAEAに送り込む人的プールにもなりますのでいいのではないかとということを議論していただく。そういうこともむしろ考えられるのかという感じもしています。

ただ、その場合には、先ほど申し上げたように、任期付職員の定員を確保しなければいけないということで、その工夫をどうするかということも出てくるかなと。そのあたりの話がありますので、そこはもう少し具体的なものを詰めて表現を詰めて書けるような工夫を少ししてみたいと思います。

○森田座長　ありがとうございます。

確認ですけれども、原子力規制庁のほうで原子力機構から受入れてらっしゃるときに、規制者、非規制者の関係というのはどういうように整理をされているのか、その辺を少し教えていただけますか。

○細川企画調査官　今、現に来ていただいている方がどこに配置されているかというのはお答えできないのですが、少なくとも先ほど参事官からもおっしゃられたように、非規制者側として関係するセクションに配属されるのはよろしくないということで、そこは関係のない部署に配置するというルールのもとで、例えば外部から来ていただく方、技術参与としてお願いして協力をいただくという場合もそういった配慮をしたルールで配置をしているところでございます。

○森田座長　そうだとしますと、ここは整理をしておかなければいけないと思いますのは、いわゆる非規制者であるという利害関係者は組織として利害関係になっているわけですが、そこから能力のある方は受入れるということはいいいと。しかし、cのところでは

味が曖昧ですし、同じことならばほかのところに入れてしまっているのではないかと、最初に城山委員から修正がございましたけれども、あくまでもこの文言を使いますと、事務局の一員として政策決定に関与することは認められない。そういう意味でいいますと、一定の業務には従事できないけれども、そうした人材というものを組織として活用することはいいいという判断なのか。

仮にそうだといたしますと、前にあるメーカー、電気業者、電子力機器メーカーの場合は、これは全面的に移管というのか、そちらの能力を持ってらっしゃる方は政策決定とかそちらにかかわらなければそうした人材を活用することができるのかどうか、その辺は少しはつきりさせておいたほうがいいのかという気がしているのですけれども、いかがですか。

○城山委員 論理的にはあらゆる選択肢はあり得ますが、一応当初のcがあるときの整理というのは、電力事業者と機器メーカーについてはこれまで議論もあったので、全面的に外す。ただし、原子力機構については、若干非規制者としての性格と、ある意味では政府を支援するという部分の性格が両方あるので、その中に入ってくることは許容するけれども、しかし、そこはファイアウォールとか切り分けでやるという選択肢を残すというのがcを残していったことの趣旨です。

ただ、それほどそこをきちっと議論する実益はどのくらいあるかということ余りないのではないかと議論もあったので、先ほど申し上げたときにはcというのは、むしろbに入れてしまいたいということでありましたが、そこはもう少し慎重にcの可能性をちゃんと残すかどうかということは多分議論していただくということかな。ただし、これをbのほうもそういう原理原則で見直すということは論理的には当然あり得るのですが、そこは今回の見直しとの経緯のときにそこまでやるのが適切かどうかというのはかなり大きな判断かなと思います。

○森田座長 わかりました。ありがとうございます。

少なくとも原子力規制庁のほうでいいということ、原子力委員会のほうでいかんというのも少しおかしいかなという気もいたします。そういう意味で言いますと、訂正を戻す話になりますけれども、今のところは少なくとも原子力機構からはそうした人材は受入れる、しかし、特定の政策決定と書いてありますが、この辺はもう少し文言をきちっとする必要がありますかと思えます。そうした特定業務に関連することは認められないというラインで原案になりますけれども、いかがでしょうか。

事務局、どうぞ。

○石井参事官 恐らく現実的な問題として考えなければいけないことは、原子力規制庁はそれ相応の規模で、規制庁の中にも様々な課という形での組織が存在していて、課の業務が完全に切り分けられる組織であるのに対して、原子力委員会の事務局は、これまで議論がありましたように、参事官のもとで直接個々のスタッフが仕事をする形になっていて、いわば調査分析と政策決定が組織の中でなかなか切り分けにくいところにあることについ

て何か具体的な策をお示しいただかないと、なかなかここでいいですよというのは難しいのではないですかということをこれまで少しお願いしていたところでして、そのあたりがない状況でいいですよということが出来るかどうか、このあたりを少し御議論いただければと思っております。

○森田座長　ありがとうございました。

規制委員会のほうと規制庁のほうと原子力委員会、少し組織の規模も仕組みも違うということですね。同じ原則が当てはまるわけでは必ずしもないということだと思います。

そうしますと、ここでこういう議論をしたらあれですが、cのところの趣旨というのは、要するに利害関係者としての側面を持つものから、事務局の一員として政策決定に関与することは認められないというのは、全面的に関与することは認められないということなのか、政策決定という限られたものについては関与することは認められないということなのか、両方に読めるような気がしたものですから、私自身もその辺は誤解をしていたところがあるかもしれませんけれども、いかがいたしましょうか。ここははっきりさせておいたほうがいいかなと思うので。

○城山委員　JAEAについて言ったときに、ある程度、今お話があった切り分けの基準がどうなるかということをも1セットで議論しなければいけないのですけれども、その上で、一定の場合には許容するという、この資料を書いたときのもともと趣旨ですけれども、それに戻るかと。ただし、その場合には切り分け基準をはっきりしなければいけないということになるのかなということかだと思います。

先ほど私が申し上げたことで言うと、新しい原子力委員会の事務を考えたときに、自主的にその原子力機構からどういうサポートが必要なのかというところの判断にもかかわってきて、多分個別の技術という話もあるのですが、例えば不拡散みたいなことを考えると、原子力機構自身、不拡散関係の人材の確保の仕方というのは技術系の人材とはかなり違うので、先ほど申し上げたように、むしろ任期付きで来るような人のほうがリアリティはあるのかもしれないので、つまり、どういう人を念頭に置くのかということもセットに考えたほうがいいのかという気がしています。

○森田座長　この点、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

内閣府、どうぞ。

○板倉参事官　事務局の中における業務の切り分けの問題でございますが、これはまさに後継組織の中でしっかり議論していただくべきものだと思います。現行でいいますれば、前々回の資料でも提出いたしましたけれども、研究開発グループ、発電サイクルグループ、国際グループの3つのグループに分けてございます。それぞれ担当の職員が総括するという制度はとっておりますので、一応ラインは明確化されているということでございますが、例えば原子力機構の方が担当する業務、これは研究開発に一番直結するわけでございますが、例えばそういうところからは外して、国際関係を担当するとか、そういうような明確化は現実問題可能でございます。

その上で、中での業務の分担関係を明確化し、更には職員がしっかりと業務管理をするという中で、ここに書いてございますような政策決定に関与するようなことはさせないというような切り分けは十分可能だと考えているところでございます。

また、今、原子力機構だけが議論の俎上に上ってございますけれども、例えばアカデミーの世界においても、大学において原子炉を運転しているところもございます。そのほか、研究開発に伴って発生する廃棄物の問題、これにつきましては大学当局もまさに事業者としての俎上に上る話でございますので、一律に研究開発を実施している組織全部が利害関係者であるというような仕分けをするということは非常に難しいと考えてございます。

とりあえず以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 今の指摘と関連しますけれども、日本原子力機構を特出しするというのに最初読んだときから違和感があって、ほかにもいろいろあるではないかというのはまさにそのとおりで、大学あるいはいろいろあるわけです。放射線医学総合研究所とかNUMOとか。あるいは先刻言ったように、文科省や経産省でも原子力の実務と深くかかわり合う職というのがあるという、この辺をもう少し包括的に原子力機構に限らず考えたほうがいいのではないかと。これはここで私たちの提言ではやや抽象的な書き方をすることになると思いますけれども、抽象的でも書いておいたほうがいいと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

吉岡委員、確認させていただきたいのですけれども、その場合には、原子力機構以外にもあるということですが、いわゆるそこか業務を限ればそうしたところから人材を受入れるということは差し支えないとお考えですか。組織的にだめとお考えなのか。

○吉岡委員 そこは私の本音としてはできれば李下に冠を正さずということで控えていただきたいのだけれども、そうではないケースというのはやはり発生しますので、そういう点から一律全面禁止というのも余り無理かなという、そこまで決めなくてもいいかなという認識です。

○森田座長 同じ質問ですが、山地委員はいかがですか。

○山地委員 業務をきちんと分けられるということでしたら、利害関係者の一部を参画させる、専門性等を重視してということはある程度ではないかなと私は思っています。

○森田座長 ほかの委員の方は、佐藤委員、古城委員、どうぞ。

○佐藤委員 私は今言われた山地委員の意見に賛成です。余り神経質になるよりも、いい組織をきちっとつくるのが大事。よい組織をつくることにおいて身を律することは律することとして、全面的に組織として禁止するのは実効性のためによくないのではないかと気がします。

○森田座長 古城先生、御異論はございませんね。

○古城委員 はい。

○森田座長 どうぞ。

○城山委員 この種の議論は原理論をやると何とでも言えるところがあって、余計なことを申し上げると、NRCに行ったときの経験で言うと、大学関係者はNRCに関与できないのです。多分それは炉を持っている可能性があるということになってくると、そうすると、誰が専門家かという話になって、そうすると、電力事業者も原子力機器メーカーも大学も変わらないだろうと、それは論理的には言える。そこまで話を持っていってしまうとかなり無理があるかなと。

私の今の議論の理解は、このcを生かすかどうか。これは原子力機構ということだけで特出しするのは確かに吉岡先生のおっしゃるように問題がありますけれども、だからといって、元のずっと議論してきた電気事業者、原子力機器メーカーも含めて適材適所があり得るということまで戻してしまうと、最初との関係、もともとの議論との関係で言うとかかなり厳しいのかなという感じがするので、ここで言うとはbとcで、cは原子力機構と特出ししていますけれども、これは必ずしも特出ししてする必要はないのかもしれないし、表現は工夫できるかもしれないのだけれども、多分そのぐらいのカテゴリーは残しておかないと、一番おっしゃっていた橘川先生が今いらっしゃらないのであれですが、そこまで戻してしまうとなかなか難しいかなという感じがします。

○森田座長 大体私もそういう形で整理できるのかなと思っていたのを先に言っていたいて助かるのですけれども、全面的に原則を変えるというわけではなしに、cの部分をもう少しきちっとした形で書くということで、この点については政策決定というか、特定の業務には関与させないという限りでは皆さん御意見は一致していると思いますので、これは事務局は大変ですけれども、作文のほうはきちっとお二人の先生をサポートしてやっていただければと思います。

何かありますか。どうぞ。

○石井参事官 何度か申し上げていますが、なかなか原子力委員会の事務局で難しいのは、組織的にグループで分かれているということが通常の行政組織の課という単位と違いました、何かあれば事務局全部を挙げて仕事をするというのが想定されているような、要は指揮命令系統であることを前提に考えますと、分けてはいるけれども、何かあったら関係してしまう。例えば政策大綱をやっているときに分離してやっているかというのと、そこは指揮命令系統は必ずしも分離していないということを本当に担保できるかということを考えておかないと、後になって実態はやっているのではないですかという御懸念がいろんなところから出てくるおそれがある。そのあたりは、むしろ次回のときにきちんと示していただいて、それで文言を整理させていただきたいと思っていますが、よろしいでしょうか。

その点については、一応留保した状態で説明いただいたほうがむしろよろしいのではないかと思います。

○森田座長 わかりました。その辺につきましては少し城山先生、増田先生に御苦労いただかざるを得ないかと思いますけれども、今の事務局の御発言はそうですが、これからつ

くる組織ですから、そのところはきちっと組織的に分離をするということを条件につけておくということもあり得るかなと思います。よろしいでしょうか。

次回、その意味で言いますと、原案をつくっていただいて御確認をいろんな形でいただくということになろうかと思いますが、この点、よろしいでしょうか。

それでは、申しわけありませんが、遅くなって時間も残り少なくなりましたけれども、ほかの各省、外務省、経済産業省、御発言がございましたら。

規制庁のほう、どうぞ。

○細川企画調査官　ありがとうございます。

今回御議論いただく中で1つ大きなテーマであったのが規制委員会との関係性ということであったと思うのですが、私どもの規制委員会ができるときに大きな問題になったのが、規制と推進の分離ということでございました。

そういった観点から、2点ほどコメントをさせていただきたいのですが、2ページ目に、2ポツの「（1）他の機関との関係」の【方向性】というところで記述がございます。ここで、新しい原子力委員会のほうで規制の在り方について議論を行われるということですが、この記述だけ見ますと、こういったものについて御議論いただくかというのが必ずしもここでは明確には書かれていないのですが、先ほど来、城山先生のほうからも御議論いただいているところを伺いますと、これまでの原子力委員会で担ってきた部分での延長といえますか、引き続いて例えば平和利用について政策全体像を議論する中で規制の位置づけ等について御議論いただくというようなことだと理解しているのですが、これは確認的なコメントになりますが、そういった理解でよろしいかということと、議論いただいた結果についても、これまでの原子力委員会の設置法の中で書かれておりますように、そういったことを議論いただいた場合には規制委員会のほうに通知をいただくというような、そういった形での関係性になるのかどうかというところの確認をさせていただければと思います。

2点目が、出向の関係の記述もございました。2ページ目の最後のところです。先ほど来御議論いただいているように、いわゆるノーリターンルールというところもございまして、この運用をどうしていくかという部分は1つ考慮しなければならない部分かなと私どもとしては考えております。

4ページ目の【方向性】というところの2つ目のパラグラフにありますように、恐らくこれまでの御議論を伺っておりますと、新たな原子力委員会というのは原子力利用の推進ではなくて、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動いただくということで、いわゆるノーリターンルールで禁止されている原子力利用の推進を所掌事務とする行政組織への出向は認められないということがルールとして原子力規制委員会の設置法の附則に書かれているわけですが、そういった観点からすると、新しい原子力委員会というのは原子力利用の推進を担う組織ではないということはここで明定されていると思うのですが、一方、政策について決定いただいて、それを強い指導力を持って各行政機関のほ

うに調整いただくというような機能もお持ちいただくということもあって、そこは原子力利用の推進に寄与しているという部分がどこまでこの原子力委員会の立場というところで、そういう部分を切り離せるかどうかというところを今後もう少し明確にしていく必要があるのだろうなと思います。

ですので、ここも抽象的なコメントで恐縮ですが、そういった部分がしっかりと原子力利用の推進という部分と切り離されているという部分が明確にならない限りは、この出向という部分も若干ノーリターンルールという観点からすると難しい面があるのかなということだけコメントをさせていただきたいと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○城山委員 1点目は、まさにそのとおりの解釈で結構です。

2点目は、おっしゃられたように、運営管理だということはどう担保していくかということが必要かということなので、そこを整備する中でちゃんと考えていくということかなと思いますし、先ほど来議論になっているいろんな関係機関との人的交流の話も含めて、実効的な枠組みがどうやってできてくるかという中できちっと整理させていただければと思っています。

○森田座長 今のは、強い指導力を持って推進するということは、ここの文章からは想定されていないと思いますので、済みません。

ほかに経済産業省、よろしゅうございますか。外務省、よろしいですか。

それでは、一応本日のところで予定していた議題については御議論いただいたと思いますけれども、大臣よりよろしくをお願いします。

○山本大臣 今回も大変濃密な議論、ありがとうございました。

私、2つのことだけ意見として申し上げたいと思います。

まず、この原子力委員会の見直しの議論が起こったのは、前政権下だったのですが、1つは、原子力委員会の形骸化された業務がある、これはちゃんと見直していかなければいけないということもあったのですが、もう一つは、いろいろな批判があった。これは恐らく仕組みの問題だと思うのですが、先ほど吉岡委員のほうから、李下に冠を正さずともありましたけれども、やはり仕組みとして不透明な部分があるのではないかと、はっきりしない部分があるのではないかとということでもかなり批判があって、これも実は見直しの大きな契機になったということは忘れてはいけないと思いますし、その流れはきちっとこの報告書の中にも入れていただいていると思うのですが、運営というよりは、私は仕組みだと思ってしまして、近藤委員長には大活躍をしていただいて、一緒に実はIAEAの総会に行ったのですが、各国の原子力関係者は全て御存じで、もちろん大臣より全然有名だったのです。

そこの最初の国民に対してきちっとこの組織が透明に運営されているという部分は発信する必要があると思いますし、そこはきちっと見直されているというところを報告書の1

つの哲学として入れていただきたいと思います。

もう一つ、名前ですが、どうも前から原子力委員会という名前に違和感があるのは、昔、なぜ原子力委員会とつけたのかというと、原子力全般をまさに担う機関だったからで、全盛期のオールマイティとは言わないのですけれども、まさに推進の原動力で、なおかつ安全までやっていた時代から原子力委員会だったわけで、それが時代の流れで安全が切り離されて相当変わった後も原子力委員会なので、何となくここは担当大臣になったときから違和感があるのです。城山委員がおっしゃったように、平和利用だけではなくて、不拡散の問題とか、あるいは国際関係とか、形骸化されたものはなくすにしても、本来業務で絞っていくときに、少し今までよりもやや深みを持たせる部分もあるということだとすると、やはり原子力委員会よりは山地委員のおっしゃった原子力平和利用委員会のほうが、外に對するメッセージとしてもいいのではないかと。

確かに不拡散の部分はどうするのかというのはあるのですけれども、これは1つの考え方で、最後、原子力委員会プラス3委員でも別に抜本的な見直しでいいと思うのですが、何となくどこがコアなのかというと、平和利用の発信ではないかという気もするので、そこは是非また御議論いただければと思います。

やはり原子力委員会が全く違う機能を果たしていたときから同じ名前だということについては何となく違和感があるということだけ申し上げて、名前が変わると抜本的な見直しというニュアンスが出るのではないかなと個人的に考えていることだけお伝えしておきたいと思います。

○森田座長　ありがとうございます。

近藤委員長、何かコメントはございますか。

○近藤委員長　特にないですが、今の山本大臣のお話は共感できる部分が多いと思います。

○森田座長　どうぞ。

○佐藤委員　核不拡散をさんざん言ったものですから。核不拡散も大きい意味で平和利用の中に取り込まれるので、私は核不拡散の問題を踏まえても、平和利用委員会に賛成です。

○森田座長　今の御提案、反対の方はいらっしゃいますか。

書き方としてはいろいろな御意見もあろうかと思いますが、少しその辺は丁寧に作文をしていただきたいと思います。今の御意見も大変重要だと思います。

ほかにいかがでしょうか。一応冒頭に申し上げましたように、次回は12月10日を予定しておりますけれども、お忙しい方が多いと思いますし、もうかなり固まっておりますので、次回を最終回にしたいと思っております。

したがって、それまでに文書を作成していただきまして、メール等で御確認いただいて、そして最終的にまだ御意見が分かれるところについてのみ、10日に議論して決着をつけるという形にしたいと思いますけれども、それでよろしいですか。もっと、もう一回かけてしっかり議論すべきというところがあれば、またそれだけのことをしなければなら

ない、それぐらい重要なことだと思いますけれども、そうでなければ、これまでの流れから申し上げまして、そうした形でできるだけお忙しい皆さんの時間も有効に使わせていただければと思います。

特に御反対はないようですので、そうした形で作業を進めさせていただきたいと思いますので、城山委員、増田委員にはまた御負担をおかけしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうからお願いします。

○石井参事官 今、座長からお話がありましたように、次回は12月10日、17時～19時を予定しておりますので、一応明日には報告書の案を先生方にお送りしたいと思っております。その上で御意見いただければ、月曜日中にそれを取り込みまして、火曜日の会議に、もちろん火曜日の午前中ぐらいであれば反映可能ですので、修正させていただいて、残った点について御議論いただけるように準備をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

きょうの議事の結果につきましては、欠席の委員の方にも御連絡いただいて御意見をいただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、特にこれ以上何か御発言がなければ、ほぼ予定どおりでございますけれども、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。次回は御出席をよろしくお願いいたします。